

情報告知板

お知らせ

スポーツ安全保険の加入はお済みですか？

★スポーツ安全保険って何？

スポーツ安全保険とは、アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等を行う社会教育関係団体を対象とした保険です。保険期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間となります。

加入依頼書は中央公民館1階社会教育課に設置してありますので、保険料等詳しい内容につきましてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大崎町教育委員会社会教育課
Tel 099・476・0548
(内線412)

源泉所得税の納期の特例と納付

給与など、その支払いの際に徴収した所得税は、その徴収した月の翌月10日までに納付しなければなりません。

また、納付すべき源泉所得税がない場合でも、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)を税務署へ提出し

ていただくようお願いしています(国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用または郵送等)についても提出できます。

ところで、給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続きをすることにより、毎月の納付を年2回の納付で済ませることができます。

これを「源泉所得税の納期の特例」といいます。

この制度を利用しますと、1月から6月までに支払った給与などの所得から源泉徴収した所得税は7月10日までに、7月から12月までに支払った給与などの所得から源泉徴収した所得税は、翌年の1月10日までに納付する事ができます。

ただし、給与の支給人員が常時10人未満でなくなった場合には、その旨の届出書を遅延なく税務署に提出しなければなりません。

また、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で、一定の手続きを行えば、7月から12月までの分については、翌年の1月20日が納期限となる「納期限の特例」の制度もあります。

これらの制度をまだ利用されていない源泉徴収義務者の方には、この機会に利用されるようお勧めします。

期の特例」を利用されている源泉徴収義務者の方は、平成20年1月から6月までに徴収した分について、忘れずに7月10日(木)までに納付してください。

「源泉所得税の納期の特例」などのことでお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大隅税務署
Tel 099・482・0007
鹿児島税務相談室
Tel 099・255・8118

暮らしの何でも

行政相談所

【日時】

5月20日(火)
10:00～15:00

【場所】

山形屋1号館7階社交室

【相談内容】

登記、年金、税金、保険、福祉、賃金、労働条件、人権など、主に国の行政に対する苦情や相談、要望などに応じます。

【お問い合わせ先】

総務省鹿児島行政評価事務所
Tel 099・223・1100



広告

「広報おおさき」に広告を掲載しませんか？

「広報おおさき」に掲載する広告(有料)を募集しています。規格および掲載料

縦 5 cm × 横 8.7cm	5,000円	2色刷り
縦 5 cm × 横 17.4cm	10,000円	2色刷り

※詳しくは町ホームページをご覧ください。
【お問い合わせ先】大崎町役場 まちづくり推進室
Tel 099-476-1111 (内線223)

困った時は! パソコン教室

修理販売 設定 相談

☎(099)476-5211
営業時間:AM10:00~PM7:00(平日)

申込受付中

初心者・一般・学生・高齢者
仕事・趣味・資格・修理
パソコンライフを応援

パソコンサポート おかげさまで7周年。
NT-JAPAN だいわ入口交差点(駐車場は裏側です)

お気軽に!

JA住宅ローンとくとくキャンペーン!!

JA住宅ローン【保証料一括型】(5月の金利です)金利は、毎月見直します。

当初2年固定	当初3年固定	当初5年固定	当初10年固定	当初15年固定	当初20年固定
年 1.15%	年 1.20%	年 1.25%	年 1.60%	年 2.20%	年 2.40%

特約終了後は、更にその時点の基準金利から**0.9%**優遇します。

お問い合わせ先 所お鹿児島農業協同組合 本所 099-482-6807
大崎支所 099-476-2113